

安城市総合斎苑
喫茶コーナー運営事業者
募集要領

令和5年12月1日

安 城 市

1 目的

安城市は、安城市総合斎苑の利用者へのサービス向上のため、現在使用されていない喫茶コーナーを活用し、利用者に良質な飲食物と質の高いサービスの提供が可能な運営事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により募集する。

2 事業名

安城市総合斎苑喫茶コーナー運営事業

3 事業内容

事業者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、厨房諸室の行政財産使用許可を受け、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1項に定める「飲食店営業」のほか、お骨箱（分骨用）、香典袋等の販売を行う。なお、営業日は火葬のある日とし、営業時間は総合斎苑の開苑時間のうち、午前9時から午後5時までとする。ただし、火葬があっても待合室利用がないなど明らかに利用者が見込めない場合はその限りではない。

4 業務実施場所及び施設の概要

（1）業務場所

安城市総合斎苑 安城市赤松町乙菊22番地1

1階喫茶コーナー（厨房、売店含む） 面積 49.64㎡

設置備品

| | |
|-----------|-----|
| 椅子 | 24脚 |
| カウンター用椅子 | 5脚 |
| テーブル | 8台 |
| プランターボックス | 1式 |

（2）施設の概要

敷地面積 20,115㎡

延床面積 4,901.50㎡

建物構造 鉄筋コンクリート造2階建

火葬棟 1,909.32㎡

葬祭棟 996.06㎡ 式場2室、宿直室
待合棟 1,996.12㎡ 待合室6室、待合ロビー、事務室
附帯設備 日本庭園、駐車場、車庫、ゴミ置場
休苑日 1月1日

利用状況

令和3年度

火葬件数

人体：1,681件、汚物等：332件、動物：2,083件

式場利用件数：452件

待合室利用件数：1,196件

令和4年度

火葬件数

人体：1,763件、汚物等：373件、動物：2,161件

式場利用件数：476件

待合室利用件数：1,286件

5 業務履行期間

- (1) 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までとする。ただし、令和7年4月1日（火）以降も使用の継続を希望する場合は、喫茶コーナーの利用状況、経営状況等を勘案の上、安城市がその延長を決定する。使用の継続を希望しない場合、事業者は、6か月前までに書面により届出をしなければならない。
- (2) 事業者は、行政財産使用許可後、安城市総合斎苑喫茶コーナーを運営するための準備を行い、令和6年4月1日（月）から業務を履行できるための体制を確立しておくこととする。それに係る経費は、事業者の負担とする。

6 使用料等

(1) 使用許可

事業者は、行政財産使用許可申請を行い、安城市が、審査のうえ許可することが適当と認める場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき使用を許可する。

行政財産使用料については、月額20,788円（税込）とし、更新の際は

その都度金額を決定する。

(2) 光熱水費等

電気料、水道料については、以下のとおり安城市が個別メーターにより算出し、事業者に対し発行する納入通知書により、納入期限までに納入すること。

また、ガスについては、事業者が個別に契約すること。

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 電気料 | 齋苑月額請求金額÷齋苑使用量×喫茶コーナー使用量 |
| 水道料 | 基本料金（13mm口径）＋喫茶コーナー使用量×水道料金表による金額 |

7 留意事項

(1) 経費負担

事業に係る経費はすべて事業者の負担とする。ただし、次の既存設備品については無償で使用できるが、営業開始後の修繕及び更新は事業者負担とする。

| | |
|--|-----|
| 冷凍冷蔵庫、冷蔵ショーケース、製氷機、カップウォーマー、コーヒーメーカー、ミキサー、オーブントースター、ガステーブルコンロ、サービскарト、コンロ台、作業台、吊戸棚、パイプ棚、給湯器 | 各1基 |
| 水切付シンク、台下戸棚 | 各2基 |

(2) 使用上の制限

事業者は、使用物件を善良な管理と注意をもって維持管理しなければならない。また、事業者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れをし、担保に供し、もしくは名義貸し等を行うことはできない。

(3) 使用許可の取り消し又は変更

安城市は、次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。この場合においては、事業者に損害又は損失が生じても、安城市は、その賠償又は補償の責めを負わない。

ア 事業者が使用料の未納等この要領及び行政財産使用許可書並びに管理上の諸規定に違反したとき。

イ 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

ウ 休業状態が1か月間継続しているとき。

エ 食品衛生法第55条に規定する許可の取り消し又は営業の禁止もしくは停止を受けたとき。

(4) 原状回復および返還

事業者は、使用許可が取り消されたとき又は使用期間が満了したときは、自

己の費用で使用物件を原状に回復し、安城市が指定する期日までに返還しなければならないものとする。ただし、安城市が特に承認したときは、この限りでない。また、事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、安城市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができる。この場合においては、事業者は、何ら異議を申し立てることができないものとする。

(5) 損害賠償

事業者が物件の使用に当たり、安城市又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。また、事業者がその責めに帰する理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を安城市に支払わなければならない。ただし、事業者が自己の費用で使用物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

(6) 雑則

使用許可については、民法（明治29年法律第89号）及び借地借家法（平成3年法律第90号）の規定の適用はないものとする。

8 日程

以下のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

| 日程 | 項目 |
|---------------|------------------------|
| 令和5年12月1日（金） | 募集要領の公表、質問書・参加表明書の受付開始 |
| 令和5年12月9日（土） | 現地見学会の参加申込期限 |
| 令和5年12月11日（月） | 現地見学会 |
| 令和5年12月18日（月） | 質問書の提出期限 |
| 令和5年12月27日（水） | 参加表明書の提出期限 |
| 令和6年1月12日（金） | 参加可否通知予定 |
| 令和6年1月24日（水） | 提案書の提出期限 |
| 令和6年2月14日（水） | 提案審査 |
| 令和6年2月22日（木） | 結果通知予定 |

9 参加資格

参加者は次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとする。

- (1) 経営基盤が安定しており、長期にわたり出店が可能であること。
- (2) 喫茶店等を営んでいる業務実績があること。
- (3) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可等、必要な許可を有し、本事業においても必要な営業許可が受けられる見込みがあること。
- (4) 公表日現在から候補者特定の日まで安城市工事請負契等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱による指名停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 本社又は支社において、過去3年間、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団でないこと、及び暴力団員でない者で構成されていること。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- (10) 国税、県税及び市町村税（本店所在地）の滞納がないこと。

10 現地見学会

- (1) 日時 令和5年12月11日（月）午前9時より
- (2) 場所 安城市赤松町乙菊22番地1 安城市総合斎苑
- (3) 参加人数 1者2名まで
- (4) 申込方法
参加申込書（様式第4）を電子メールにより提出し、到達の確認を電話にて行うこと。なお、件名は「【提案者名】安城市総合斎苑喫茶コーナー運営事業現地見学会参加申込書」とする。
- (5) 申込期限 令和5年12月9日（土）午後5時まで

- (6) 提出先 安城市市民生活部市民課総合斎苑
 電話 0566-72-6626 (直通)
 電子メールアドレス shiminka@city.anjo.lg.jp

1.1 質問の受付及び回答

質問の受付及び回答方法は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類 質問書(様式第3)
- (2) 提出方法
 電子メールにより提出し、到達の確認を電話にて行うこと。なお、件名は「**【提案者名】安城市総合斎苑喫茶コーナー運営事業質問書**」とする。
- (3) 提出期限 令和5年12月18日(月)午後5時まで
- (4) 回答方法 質問提出後、随時、市公式ウェブサイトにて公表する。
- (5) 提出先 安城市市民生活部市民課総合斎苑
 電話 0566-72-6626 (直通)
 電子メールアドレス shiminka@city.anjo.lg.jp

1.2 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を各1部提出すること。

| | 名称 | 備考 |
|---|----------------------------|--|
| 1 | 参加表明書 | 様式第1 |
| 2 | 事業者概要 | 様式第2 |
| 3 | 印鑑証明書(法人)又は 印鑑登録証明書(個人) | 書類提出日直前3か月以内に発行したもの |
| 4 | 登記事項証明書(法人)又は 営業証明書(個人) | 書類提出日直前3か月以内に発行したもの |
| 5 | 財務諸表の写し | 最新のもの |
| 6 | 国税の納税証明書 | 書類提出日直前3か月以内に発行したもの 法人の場合 「その3の3」の「法人税」と 「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明 |

| | | |
|---|----------|--|
| | | 個人の場合 「その3の2」の「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明 |
| 7 | 県税の納税証明書 | 書類提出日直前3か月以内に発行したもの 法人の場合 県税（法人県民税及び法人事業税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの） |
| 8 | 市税の完納証明書 | 書類提出日直前3か月以内に発行したもの |

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ただし、郵送の場合は必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。

(3) 提出期限 令和5年12月27日（水）午後5時まで

(4) 提出先 安城市市民生活部市民課総合斎苑
〒446-0046 安城市赤松町乙菊22番地1
電話 0566-72-6626（直通）

1.3 プロポーザル参加可否通知

参加表明書（添付書類含む。）を提出し、参加資格要件を満たすと判定された者には、企画提案審査の日時等を通知する。

(1) 通知予定日 令和6年1月12日（金）

(2) 通知方法 参加者の電子メールアドレスへ個別に通知する。

1.4 提案参加の辞退

参加表明書の提出後、企画提案審査を辞退する場合は、令和6年1月24日（水）午後5時までに、辞退届（様式第5）を提出すること。

1.5 企画提案書の提出

(1) 提出書類

以下の書類をA4判サイズ（A3判折込可）にて各6部提出すること。なお、書類の様式は任意とし、原本1部及びそのカラーコピー5部も可とする。

| | 名称 | 備考 |
|---|-------|---|
| 1 | 企画提案書 | <p><求める内容></p> <p>運営方法、収支計画、経営基盤、安全管理・食品衛生、従業員の配置及び要望等への対応、メニュー・サービス、廃棄物の回収・処理方法及び環境への配慮、アピールポイント</p> |

(2) 提出期限 令和6年1月24日(水)午後5時まで

(3) 提出方法 持参

(4) 提出先 安城市市民生活部市民課総合斎苑
〒446-0046 安城市赤松町乙菊22番地1

1.6 提出書類の取扱い

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の再提出、追加及び変更をすることは原則認めないものとする。

ただし、誤字脱字等の軽微な修正については、事前に連絡をした上で修正できるものとする。

イ 提出書類の返却はしないものとする。

ウ 提出書類は、本プロポーザルによる受注者選定にのみ使用するが、安城市情報公開条例(平成12年12月21日安城市条例第49号)に基づき、公文書の開示請求がされた場合は、一部又は全部について公開する場合がある。

(2) 提出書類の無効

ア 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合

イ 提案書に虚偽の記載をした場合

ウ 複数の提案書を提出した場合

エ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

1.7 選定委員会の設置

市民生活部長を委員長とする選定委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、審査を行う。

1 8 企画提案審査

(1) 提案説明（プレゼンテーション）

ア 説明 委員会にて、事前に提出された提案書を基に参加者が説明する。

イ 時間 準備10分、提案説明30分以内、質疑応答15分以内、片付け5分とする。

ウ 出席者 3名以内とする。

エ 機材 プロジェクター及びスクリーンは、安城市が用意する。

(2) 実施日時 令和6年2月14日（水）

午前9時から午後5時のうち指定する時間

(3) 場所 安城市役所本庁舎3階 大会議室（予定）

(4) 評価基準及び選定方法

以下の項目ごとに点数を付け、100点満点とし、別紙「選定委員会における候補者の選定方法」により選定する。

| 項目 | 評価基準 | 配点 |
|-----------------|--|-----|
| 運営方法 | 店舗の名称及び管理運営方針 喫茶コーナーのレイアウト 斎苑管理者（事務所）との連携方法 待合室及び式場棟利用者への案内方法 精算方法 | 20点 |
| 収支計画 | 収支計画 | 10点 |
| 経営基盤 | 長期にわたり出店が可能である根拠 | 10点 |
| 安全管理・食品衛生 | 防犯、防火等、店舗運営上の安全管理について 食品衛生、品質管理の体制、事故防止策 | 10点 |
| 従業員の配置及び要望等への対応 | 従業員の配置体制（有資格者であることや指揮系統が分かるように） 従業員の勤務体制及び労働条件 従業員の教育方針 利用者からのクレーム、要望への対応方法 | 10点 |
| メニュー・サービス | 提供予定の主なメニューの種類及び価格 調理方法 食品の提供の方法 | 20点 |

| 項目 | 評価基準 | 配点 |
|-----------------------------|---|------|
| 廃棄物の回収・ 処理方法及び環 境への配慮 | 廃棄物の回収方法及び処理方法 ごみ減量化推進のための工夫 取り組んでいる省エネルギー、リサイクル等に関 する活動実績 | 10点 |
| アピールポイン ト | 出店に際し、アピールできる事項又は優位性、特 徴のある事項、業務実績 | 10点 |
| 合 計 | | 100点 |

(5) 結果通知

ア 通知予定日 令和6年2月22日(木)

イ 通知方法 参加者に文書で個別に通知する。また、市公式ウェブサイトにて公表する。

19 その他

(1) 本提案に係る費用については、全て参加者の負担とする。

(2) 審査結果についての異議申し立ては受理しないものとする。

20 問い合わせ先

安城市市民生活部市民課総合斎苑

〒446-0046 安城市赤松町乙菊22番地1

電 話 0566-72-6626 (直通)

FAX 0566-73-9112

電子メール shiminka@city.anjo.lg.jp